

令和6年度滋賀県職員（学芸職員(近現代美術担当)）採用選考
第1次考査受験案内（令和7年4月1日採用予定）

令和6年7月
滋賀県

滋賀県立美術館は全国的に見てもユニークな収集方針を定めています。また、令和3年（2021年）のリニューアルオープン以降、多様な企画展を開催しています。こうした取り組みに共感いただき、作品のジャンルにとらわれず、新しい時代の美術館をつくりあげていくことに、関心を持った方の受験をお待ちしています。

- 第1次考査期日および場所
 - 【第1日】教養試験および論文試験
令和6年9月1日（日） 滋賀県立美術館
 - 【第2日】口述試験および適性検査
令和6年9月8日（日） 滋賀県立美術館
 - ※教養試験および論文試験の成績上位者を対象に実施
- 受付期間
 - 【持参の場合】令和6年7月9日（火）～8月20日（火）
 - 【郵送の場合】令和6年7月9日（火）～8月20日（火）必着
 - 【インターネットの場合】令和6年7月9日（火）～8月20日（火）
- 問合せ先
滋賀県立美術館
大津市瀬田南大萱町1740-1
電話 077(543)2111

1 選考区分および採用予定人員

学芸員または学芸技師 1人程度

2 受験資格

(1) 次の要件をすべて満たす者が受験できます。

- ア 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員の資格を有する者、または採用後速やかに資格を取得する見込みである者
- イ 昭和40年4月2日以降に生まれた者
- ウ 大学卒業程度の学力を有する者
- エ 西洋や日本などの近現代美術に関する、専攻または調査研究の経験がある者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期

採用日は、令和7年4月1日を基本としつつ、合格者に令和6年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(2) 主な勤務先 滋賀県立美術館

(3) 職務内容

主に西洋および日本の近現代美術分野を中心に、作品の調査・研究・収集、展覧会等の企画・実施、広報のほか、美術館の業務全般に従事する。

(4) 給与等

ア 給料は、4年制大学卒の者で月額217,579円（地域手当を含む。）、4年制大学卒後に同種の職務に従事した経験が10年ある場合月額317,017円（地域手当を含む。）で、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、一定の額が加算されます。なお、この額は、令和6年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 第1次考査

(1) 日時および場所

ア 第1日 教養試験および論文試験

日時 令和6年9月1日（日）

10時00分（受付開始9時30分）から16時30分頃まで

場所 滋賀県立美術館

イ 第2日 口述試験および適性検査

日時 令和6年9月8日（日）

場所 滋賀県立美術館

※第2日の集合時間および集合場所の詳細は、第1日に試験会場で通知します。

※第2日の口述試験および適性検査は、第1日の教養試験および論文試験の成績上位者についてのみ実施します。

(2) 方法

大学卒業程度で、次の方法により行います。

ア 教養試験

択一式により、公務員として必要な時事、社会、人文および自然の各科学に関する知識（知識分野）ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力（知能分野）について、筆記試験を行います。

イ 論文試験

近現代美術および美術館と展覧会の運営に関する専門的な知識、識見、思考力、表現力、語学力等について、筆記試験を行います。

ウ 口述試験

美術館の学芸員に求められる能力および公務員としての業務遂行能力等について、集団討論と個別面接により試験を行います。

エ 適性検査

公務員として必要な適性について検査を行います。（第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は7(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限りません。（携帯電話、スマートウォッチ等の使用はできません。）

(3) 結果発表

令和6年9月中旬に口述試験の受験者全員に通知します。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 受験手続 イ(ア)の出願時に必要な書類等をウの提出先にエの受付期間内に提出してください。また、イ(イ)の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

イ 必要書類等

(ア) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通(所定の用紙)

交付場所：滋賀県立美術館

〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1 電話 077(543)2111

※ 郵便または電話で出願票を請求できます。郵便による請求の場合、郵便はがきの裏面に「令和6年度滋賀県職員(学芸員)採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、交付場所に請求してください。

※ 滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として、住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 業績一覧書 これまでの学歴・職歴・調査研究履歴・社会活動履歴等を具体的に記載(様式任意・サイズはA4縦)

d 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和6年8月27日(火)までに到着しない場合は、美術館に連絡してください。

電話 滋賀県立美術館 077(543)2111

ウ 提出先

滋賀県立美術館

〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1

エ 受付期間

出願票は、令和6年7月9日(火)から令和6年8月20日(火)までの執務時間中(9:00~17:00 毎週月曜日を除く。)に受け付けます。通用口で守衛に申し出てください。

郵送の場合は、令和6年8月20日(火)までに到着したものに限り受け付けます。(必ず簡易書留により送付してください。)

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。また、ウの第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

『しがネット受付サービス』ホームページアドレス
<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/4833904529672261177>



- ※ 所定の様式（ワード）により出願票を作成する必要があります。
- ※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

イ 受付期間

令和6年7月9日（火）正午から令和6年8月20日（火）17時まで
（システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

- （ア）履歴書 1人1枚（様式は、滋賀県ホームページの画面からダウンロードすること。）
- （イ）写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）
- （ウ）受験番号通知 1人1通（受験番号を通知するメールを印刷したもの。スマートフォン等に届いたメールの画面を見せていただいても構いません。）

※ 受験番号を通知するメールは、令和6年8月20日（火）以降に順次送信します。（申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。）

※ 令和6年8月27日（火）までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、美術館に連絡してください。

滋賀県立美術館 電話 077(543)2111

6 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、任命権者が定める一部の職（「公権力の行使」または「公の意思の形成への参画」に携わる職のうち、職務の内容または権限が統治作用と関わる程度が強いもの）以外の職に任用されます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 その他

- (1) 第1次考査合格者については、令和6年10月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和6年10月下旬に採用の通知をします。